

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
平成30年度第1回理事会 議事録要旨

- 1 日 時 平成30年4月18日（水） 10時00分～11時40分
- 2 会 場 ヴェルクよこすか 第8会議室
- 3 出席者 理 事 9名
（元木会長、高橋（正）副会長、木村理事、榎本理事、高橋（弘）理事、
手島理事、白木理事、大黒理事、金野理事）
事務局 4名
（松尾事務局長、春日事務局次長、菅野事務員、田上事務員）

4 会議内容

(1) 開会

(2) 議題

① 議題1 横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約改正（案）について

- ・事務局が資料1-1及び資料1-2に沿って説明した。
- ・横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約改正（案）は、一部修正のうえ、承認された。
- ・質疑応答は次のとおり。

(理 事) プロジェクトチーム（以下、「PT」という）新設の際は、趣旨説明があってもいい
のではないか。

(理 事) PTの設立はどこで決定するのか。

(事務局) 協議会規約第11条第6項4号に基づき、理事会が決定する。

(理 事) 様式を別に定めてはどうか。

(事務局) 様式については定めず、同第13条第3項を「プロジェクトチームの新設について、
3名以上の正会員により会長あてにプロジェクトチームの目的や活動の概要等を添
えて要請することができる。」と修正してはいかかか。

(会 長) それでは、事務局の提案のとおり修正のうえ、横須賀市地球温暖化対策地域協議会
規約改正（案）を承認することとしてよろしいか。

⇒（異議なし）

② 議題2 平成29年度事業報告（案）及び決算（案）について

- ・PT及び団体会員の事業以外の事業について、事務局が資料2-1に沿って説明した。
- ・PT事業について、各PTのリーダーが資料2-1に沿って説明した。
- ・団体会員の事業について、各団体会員及び事務局が資料2-2に沿って説明した。
- ・決算（案）について、事務局が資料2-3及び資料2-4に沿って説明した後、中村監事
及び遠藤監事が監査報告を行った。
- ・平成29年度事業報告（案）及び決算（案）は、一部修正のうえ、承認された。

・質疑応答は次のとおり。

ア) 省エネルギー推進PT（以下、「省エネPT」という）事業について

（理事）「温暖化対策の啓蒙活動」の「啓蒙」の文言は高圧的なので使わない方がいい。

（事務局）4月25日の総会資料では「啓蒙」から「啓発」へと修正する。

イ) よこすかエコポイント事業について

（理事）よこすかエコポイント事業アンケート集計結果では、事業を知らなかったとの回答が約80%となっているが、事業を何から知ったのか。

（事務局）アンケートの問1のとおり、設置・購入事業者からとの回答が80%であった。

（会長）事業者は何から知ったのか。

（事務局）「広報よこすか」などからと思われる。

（理事）問2は何を目的に聞いているのか。

（事務局）この設問は「事業を知っていて買ったのか、知らずに買ったのか」を聞いている。

（理事）エコジョーズでの申請件数が多いが、設置費用の相場はいくらくらいか。

（理事）18～20万円くらいで、近年、高効率給湯機を購入する方が増えている。

（理事）エコジョーズは、平成28年度は事業の対象ではなかったのか。

（事務局）平成29年度から対象としている。高効率給湯機を対象としたため、事業全体での申請件数が平成28年度：263件から平成29年度：713件と増加した。

（理事）アンケートでは、「事業を知っていて機器を購入した」が約10%となっているが、この事業があるから購入したという人を増やしたい。

（事務局）周知方法については検討していきたい。

ウ) 平成29年度決算（案）について

（理事）一般会計とエコポイント事業特別会計に分けている理由は何か。

また、一般会計のエコポイント事務費は、エコポイント事業特別会計に入れるべきではないか。

（事務局）エコポイント事業のポイントの財源については市からの補助金を充てているため、協議会全体の会計からこの補助金だけを切り出して特別会計としている。

（理事）協議会ニュースの800部は適正なのか。残部はあるか。

（事務局）残部はある。平成30年度予算（案）では700部としている。イベント等でも配付しているが、配付数が多くなれば残部が減ることになる。

（理事）我々が持っていて色々な場面で配付しても構わない。

（事務局）イベント等があればお声掛けいただきたい。

（会長）それでは、事業名を一部修正（啓蒙→啓発）のうえ、平成29年度事業報告（案）及び決算（案）を承認することとしてよろしいか。

⇒（異議なし）

③ 議題3 平成30年度事業計画（案）及び予算（案）について

- ・ P T及び団体会員の事業以外の事業について、事務局が資料3-1に沿って説明した。
- ・ P T事業について、各P Tのリーダーが資料3-1に沿って説明した。
- ・ 団体会員の事業について、各団体会員及び事務局が資料3-2に沿って説明した。
- ・ 予算（案）について、事務局が資料3-3及び資料3-4に沿って説明した。
- ・ 平成30年度事業計画（案）及び予算（案）は、原案のとおり承認された。
- ・ 質疑応答は次のとおり。

ア) 平成30年度予算（案）について

(理 事) 平成30年度から財源については交付金と自主財源を分けるとの説明だったが、交付金額と事業費を比較すると事業費が2~3万円多くなっている。その差分は自主財源で賄うのか。また、交付金が余った場合は市へ返さなければならないのか。

(事務局) そのとおりである。

(理 事) 資料に交付金と自主財源の小計があるとわかりやすい。

(事務局) 4月25日の総会資料では財源内訳の欄を作ることとする。

(理 事) 雑収入は、予算科目としないのか。

(事務局) 雑収入として想定される参加費と受取利息は、当初予算の段階で雑収入として科目設定・予算計上し、一方で雑収入に計上した経費を「支出の部」の予備費に加算しておくことも可能である。皆さんが分かりやすいということであれば、雑収入を設ける。

(理 事) このままでいい。(多くの理事)

(理 事) 新たに報奨金という科目を設けた理由は何か。

(事務局) これまで、各事業費から協議会会員の交通費相当にあたる謝礼を支出してきたが、市からの交付金はP Tの事業費に充てることに整理したため、協議会会員への謝礼については、報奨金という科目を設けて自主財源を充てることとした。

(会 長) それでは、平成30年度事業計画（案）及び予算（案）を原案のとおり承認することとしてよろしいか。

⇒ (異議なし)

④ 議題4 旧再生可能エネルギー普及促進プロジェクトチーム会員の対応について

・ 旧再生可能エネルギー普及促進P T（以下、「再エネP T」という）の会員（以下、「A会員」という）に関するこれまでの経緯について、前々回及び前回の理事会での決定事項を事務局が資料4-1及び資料4-2に沿って説明し、本日の理事会においてA会員への今後の対応について、協議していただきたい旨を説明した。

・ A会員への対応については、以下のとおりとすることを理事会で決定した。

①このままだと退会となること

②異論等がある場合には、次回の理事会で説明してほしいこと

③もし、ご回答がない場合や次回の理事会でご説明していただけない場合は、総会で改正予定の新規約により、次回の理事会の日付をもって退会となること

④以上①～③について事務局からA会員あて文書を送付すること

・質疑応答は以下のとおり。

(理事) 現在、A会員は理事なのか、会員として残っているのか。また、再エネPTは廃止されたのか。

(事務局) 再エネPTは平成29年度末で廃止となり、A会員は理事でなくなった。

正会員であるためにはいずれかのPTに入らないといけない。A会員は現在省エネPTにも加入しているが、今後、省エネPTを含めPTで活動していく意思があるのか、また、回答期限までに回答がない場合には退会の可能性があることについて文書で通知したが、回答期日までに回答がなく今日に至っている。

このため、結論としては、回答期日までに回答を得られなかったためPTで活動していく意思表示がないものとし、本日の理事会で退会を決定し本人へ通知する。

又は、4月25日の総会での規約改正を踏まえ、総会終了後の新理事での理事会において退会を決定し本人へ通知することが考えられる。

(理事) A会員以外の旧再エネPTメンバーから回答はあったのか。

(事務局) 再エネPTのみに加入していた2人の会員からは、他のPTに加入するとの回答があった。A会員は、現在、省エネPTにも加入しているが、継続の意思が確認できていない。

(理事) もう一度文書を送付し、期限を設定して意思確認をしてはどうか。回答がなければ活動していく意思なしとして退会していただく。

(事務局) 前回送付した文書の中に、期限までに回答がない場合、退会の可能性がある旨を記載している。改めて、このままだと退会となる旨の文書を送付して、異論等がある場合には、次回の新理事での理事会で説明して欲しい旨を記載し、回答がない場合や次回の理事会で説明いただけない場合は、総会で改正予定の新規約により、次回の理事会において退会を決定とする旨を通知することによろしいか。

(会長) 皆さん、いかがか。

⇒ (異議なし)

(3) その他

①理事の任期満了に伴う立候補の受付状況等について

・事務局から、次期理事への立候補の受付状況及び選任方法等について説明した。

②今後の予定について

・事務局から、平成30年4月25日に総会を開催し、規約の改正、第7期理事・監事の選任、昨年度事業報告や今年度事業計画の報告を行うことを説明した。

・総会終了後、同会場で、新しい第7期理事による第2回理事会を開催し、会長及び副会長を選任することを説明した。

(4) 閉会